

市民農園整備促進法の運用について

〔 制 定 平成 2 年 9 月 20 日・2 構改 B 第 982 号・建設省経民発第 41 号・建設省都公緑発第 108 号
農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知
最終改正 令和 3 年 3 月 31 日・元農振第 3640 号・国都緑環第 73 号 〕

市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号。以下「法」という。）の施行については、市民農園整備促進法の施行について（平成 2 年 9 月 20 日付け 2 構改 B 第 981 号、建設省経民発第 40 号、建設省都公緑発第 107 号農林水産事務次官及び建設事務次官依命通達）により通達されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

第 1 市民農園の定義

- 1 法第 2 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地により市民農園を開設する方式は、換言すれば、農地における耕作の事業は市民農園を開設する者が行い、都市の住民等はレクリエーションその他の営利以外の目的で当該農地に係る農作業を行う方式（以下「農園利用方式」という。）であること。
- 2 法第 2 条第 2 項第 1 号ロの「相当数の者」とは、通常は 10 人以上程度を指すが、農地の賦存状況等によって、これを下回らざるを得ない場合もあり得るので、このような場合であっても少なくとも複数の者を対象とすることが必要であること。
- 3 法第 2 条第 2 項第 1 号ロの「定型的な条件」とは、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）において利用期間や利用料金等を一定に定め、それに従った利用が行われることをいうものであること。
- 4 法第 2 条第 2 項第 1 号ロの「営利以外の目的」とは、レクリエーション目的のほか、学童の教育の目的、自家消費用の野菜や草花の栽培の目

的等種々のものが考えられること。

なお、一時的に自家消費量を超える野菜等の収穫があった場合にこれを隣近所に無料配布することは、「営利」とはいえないこと。

5 法第2条第2項第1号ロの「継続して」とは、農作業を行う者が、年に複数の段階の農作業（植付けと収穫等）を行うことをいうものであって、果実等の収穫のみを行う「もぎとり園」のようなものは、これに当たらないこと。

6 法第2条第2項第2号の「市民農園施設」を具体的に例示すると、①温室、育種苗施設、給排水施設等農作物の栽培に供する施設、②農機具収納施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設等農作物の栽培のための資材の貯蔵又は保管の用に供する施設、③園路、植栽、ごみ置場、休憩施設、便所、手洗場、水飲場、駐車場、管理事務所、農作業講習施設、簡易宿泊施設、掲示板、柵、照明施設等であること。

これらの施設は、法第2条第2項第1号に掲げる農地に附帯して設置される当該農地の保全又は利用上必要なもので、専ら市民農園利用者及び市民農園の設置・管理者の利用に供されるものであり、これらの目的を逸脱して設置運営されることのないよう、市民農園の開設の認定に当たって施設の位置及び規模等については十分に審査するとともに、その運営の実態については把握しておく必要があること。

なお、市民農園の上記の性格から、市民農園利用者以外の者を対象とした豪奢な休憩施設、道路法（昭和27年法律第180号）上の道路（同法第2条第2項に規定する道路の附属物を含む。）等は、市民農園施設には含まれないこと。

第2 市民農園の整備に関する基本方針

1 市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の内容とすべき事項は、法第3条第2項各号に掲げられているとおりであるが、基本方針を定めるに当たっては、次の点に留意するものとすること。

なお、基本方針の試案については、別記のとおりであるが、基本方針は地域の特性に応じた内容で定めることが望ましいこと。

（1）市民農園の整備の基本的な方向

都道府県における市民農園の整備の見通しについて触れ、市民農園の整備の促進に関する基本的な考え方を総括的に記載すること。

具体的には、①都市地域、農村地域等の地域に応じた市民農園の整備、②都市計画、農業振興地域整備計画等との調和等について記載す

ること。

(2) 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

法第4条第1項に規定する市民農園として整備すべき区域(以下「市民農園区域」という。)は、同項の要件に該当するものを指定することとなるが、基本方針においてはこの要件の具体的な内容として、①市民農園区域の規模、②立地条件(道路の整備状況、用水の確保の見込み、土地利用の状況等)、③区域の設定に際しての周辺の農用地の農業上の利用との調整等について記載すること。

(3) 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

具体的には、①農地に区画を設けるものにあっては、1区画の面積、②耕うん、客土及び排水の方法並びに区画を設ける場合の区画の明確化等農地の整備に関する事項、③市民農園の機能を確保するための休憩施設、農機具収納施設、便所、ごみ置場等の市民農園施設の設置に関する事項等について記載すること。

(4) 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

具体的には、①利用者の募集方法に関する事項、②利用料金に関する事項、③利用者の遵守事項や農園の管理に関する事項等について記載すること。

(5) その他必要な事項

その他必要な事項としては、①資金の確保、あっせん等に関する事項、②認定開設者に対する技術、運営等に関する指導に関する事項、③市民農園に関する普及啓発活動等に関する事項、④市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成に関する事項、⑤各種事業の積極的な活用に関する事項等について記載すること。

2 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するよう定めるものでなければならないとされているほか、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならないとされているが、基本方針に定めるべき両計画との調整の内容は次のとおりであること。

なお、基本方針は、これら以外の土地利用計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれるように定める必要があること。

(1) 都市計画との調和

基本方針において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合並びに市民農園の開設の認定及び同意をしようとする場合は、

地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること等を定めること。

(2) 農業振興地域整備計画との調和

基本方針において、市民農園区域を指定しようとする場合は、集団的農用地を分断し、その集団性を失わせるような指定を行わないこと等について十分配慮すること及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において市民農園施設を整備する場合は、農用地利用計画に従った施設整備が図られるよう調整すること等を定めること。

- 3 都道府県知事が基本方針を定めるに当たっては、都市住民等市民農園の利用者の需要の動向等当該都道府県の自然的経済的社会的諸条件を勘案するが、これらの諸条件に変化が生じた場合には基本方針の変更が必要となること。
- 4 都道府県知事が基本方針を策定し、又は変更した場合の公表は、都道府県の公報に掲載する等適切な方法により行うこと。
- 5 都道府県知事が基本方針を定めようとするときは、市民農園担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。
- 6 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、農林水産省地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)及び国土交通省都市局長あて写しをそれぞれ2部送付すること。

第3 市民農園区域の指定

- 1 市町村は、市民農園区域の指定を行うに当たっては、法第4条第1項各号に掲げる要件について、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 同項第1号の「相当規模の一団の農地」とは、優良な市民農園の整備を行う法の趣旨から休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の動向、付近の施設の整備状況等により異なるので、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。
 - (2) 同項第1号の「自然的条件及び利用の動向」のうち、「自然的条件」とは、地形、地質等の条件であり、農作物の栽培や市民農園の設置に適しているかどうかを判断すること。

また、「利用の動向」とは、土地の所有者の意向等からみた農地の利用の現況や将来の見通しであり、例えば、都市的土地利用を予定して

いる土地を市民農園区域に含めるようなことは好ましくないこと。

- (3) 同項第2号の「農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保」とは、周辺の農用地における、農業の経営規模の拡大や作付地の集団化、農作業の共同化等に支障を及ぼさないことを意味するものであること。

したがって、市民農園区域の位置の選定や規模の決定に当たっては、当該区域の周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことのないようにすることとし、例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう、周辺部を指定する等の配慮を行うことが必要であること。

- (4) 同項第3号の「都市の住民の利用上必要な立地条件」とは、都市の住民が市民農園を利用するための利便性を確保するための条件であり、道路や鉄道等の交通施設の整備状況、用水の確保状況等の条件であること。

また、「利用者が相当程度見込まれる」とは、指定しようとする市民農園区域の規模等に見合った利用者の数が見込まれることであること。

- (5) 市町村が市民農園区域を定めようとするときは、必要に応じて現地調査等を実施して検討し、市民農園区域指定調書（別紙様式第1号）を作成すること。

- (6) 市町村は、市民農園区域を定めようとするときは、市民農園担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

2 市民農園区域の指定に当たっては、農業委員会の決定を経ることとされているが、これは、市民農園区域においては特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項に規定する特定農地貸付け及び農園利用方式の実施、農地転用等農地の利用関係の調整の問題が発生するので、農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）等に基づき市町村における農地行政等を担当している機関として、農地の利用等の観点から、法第4条第1項各号に掲げる要件のすべてについて判断して決定を行うこと。

3 市町村は、農業委員会の決定を経たときは、市民農園区域指定調書を添えて、都道府県知事に同意を求めるこ。

4 都道府県知事が市町村から法第4条第2項の規定により市民農園区域を指定するに当たって、同意を求められた場合には、都道府県市民農園

担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

- 5 市町村が市民農園区域を指定した場合の公表は、市町村の公報への掲載等適切な方法により公表すること。
- 6 市町村は、5により市民農園区域を指定したときは、その旨を都道府県知事あて通知すること。
- 7 市町村が市民農園区域を指定するに当たっては、都市住民等の市民農園の利用者の需要の動向等自然的経済的社会的諸条件を勘案するが、これらの諸条件に変化が生じた場合は市民農園区域の変更が必要となること。
- 8 市民農園区域の変更については、1～6に準じて取り扱うこと。

第4 交換分合

- 1 法第5条の規定による交換分合を行うことができる場合は、市民農園区域を指定又は変更しようとする場合において、その指定又は変更に係る市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されることが見通されることにより、市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して、当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するため特に必要があると認められる場合であること。

この場合、対象となる市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されるか否かについては、①土地の所有の状況、すなわち、誰がその土地を所有しているか、②土地がどのように利用されているか、例えば、田として利用されているか、畑として利用されているか、宅地として利用されているか、③当該市民農園区域内で農業を行っている者が農業経営を継続しようとする意思を有しているか否か、また、規模拡大を志向しているか否か等を総合的に勘案し、農業者の意向を踏まえて客観的に判断すること。

- 2 法第5条第1項の「一定の土地」とは、交換分合計画により直接に権利移動の生ずる農用地及びその権利移動により農用地の集団化等の効果を受ける農用地であり、具体的には、対象となる市民農園区域内で市民農園としての利用を希望しない者の土地、当該市民農園区域外で市民農園としての利用を希望する者の土地、これらと関連して権利移動を必要とする土地等が対象となること。

また、法は法第2条第2項第1号に掲げる農地と市民農園施設を一体として市民農園として捉えており、市民農園区域には当該農地だけでな

く市民農園施設用地が含まれるところから、市民農園施設用地となる土地も交換分合の対象としていること。

第5 市民農園の開設の認定

- 1 市民農園の開設の認定を受けることができる区域は、市民農園区域及び市街化区域のうち市民農園整備促進法施行令(平成2年政令第272号。以下「令」という。)第3条各号で定める区域を除く区域内であるとされていること。

令で定める区域として、都市計画事業が短期間のうちに行われることが制度的に確実になった区域が定められており、これらは、短期間のうちに農地が消滅することが予定されているので、市民農園の立地としてふさわしくないものとして定形的に認定を受けられないものとしたものであること。

なお、令で定める区域以外の都市計画施設の区域及び市街地開発事業施行区域、促進区域、地区計画並びに地域地区等その他の都市計画に係る区域における認定に当たっては、事業着手の見通し、事業施行の障害となる可能性、当該都市計画の目的等を勘案して、基本方針に定める都市計画との調和が保たれているか個別に判断が必要であること。

- 2 市民農園の開設の認定を受けようとする者は、別紙様式第2号による市民農園開設認定申請書に、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 市民農園の整備及び運営に関する計画書（以下「整備運営計画書」という。別紙様式第3号。）
(2) 市民農園の位置を表示した地形図
縮尺5万分の1ないし1万分の1程度の地形図に市民農園の位置を表示したもの
(3) 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図
縮尺2,500分の1程度以上で、市民農園全体の配置が表示できる縮尺の平面図に、市民農園の区域の境界、市民農園施設の位置、形状及び種別（休憩施設、農機具収納施設等の別）を表示したもの

- (4) 建築物である市民農園施設については、その概要を表示した平面図
縮尺500分の1以上で、市民農園施設内部の配置が表示できる縮尺の平面図に、2階建て以上の場合にあっては各階毎に、各室の形状及び用途を表示したもの
(5) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

- (6) 申請に係る土地の地番を表示する図面
- (7) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- (8) 農園利用方式で、市民農園を開設しようとするときは、当該農園利用契約書の案
- (9) その他参考となる事項

3 変更の認定の手続は、2に準じて取り扱うこと。

4 市町村は、市民農園の開設の認定をするに当たっては、法第7条第3項各号に掲げる要件について、次に掲げる事項に留意して厳正に審査を行うこと。

- (1) 法第7条第3項第2号の「妥当な規模」については、市民農園の農地及び市民農園施設が利用者の利便の観点からみて妥当な規模であることが必要であること。

これは、①利用者の数、利用の頻度、②立地条件、③農地と市民農園施設のバランス等を考慮して判断すべきものであること。

- (2) 法第7条第3項第3号の「公共施設の有する機能に支障」とは、市民農園の整備により、当該市民農園に接する道路の利用や休憩所等の設置による下水道の利用等公共施設に対する需要が生ずるが、現に整備されている道路、下水道等の容量等からみて過大な通行や排水が行われることにより、当該公共施設に対し過度の負荷を与えることを指しており、このようなことのないよう、市民農園の整備が適正に行われることが必要であること。

- (3) 法第7条第3項第3号の「営農条件の確保に支障」とは、雑草の繁茂による種子の飛散、病虫害の発生、農薬散布への支障等があげられること。

また、「生活環境の確保に支障」とは、農作業に伴って使用される資材やごみの放置等があげられること。

- (4) 法第7条第3項第4号の「募集及び選考の方法が公平かつ適正」とは、公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、抽選、先着順等の方法により選定すること。

例えば、現に家庭菜園等を有していないこと、〇〇歳以上老人又は小学生以下の世帯員がいる者を優先することといった条件を付すこととは「公平かつ適正」に反しないものといえるが、特定の企業、法人の構成員であることを条件とするといったことは「公平かつ適正」と

はいえないこと。

- (5) 法第7条第3項第5号の「市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切」かどうかについては、整備運営計画の内容が、次のような事項に適合しているかどうかが判断基準になること。

イ 利用期間、利用料等の条件が違法不当でないこと。

利用期間については、特定農地貸付け及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）第10条に規定する特定都市農地貸付けの場合は5年を超えることができないが、農園利用方式の場合も農園ができるだけ多くの者に利用してもらうという趣旨から5年以内とすることが望ましいこと。

利用料については、著しく高額なものとならないようにすること。

- ロ 市民農園の開設の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）が、利用者の利用状況の見回り、指導員の配置等により必要な指導を行うことにより、利用者による農地の適切な利用を確保することができると認められること。
- ハ 整備に必要な額の算定が適正であり、確実に調達できると見込まれること。
- ニ 申請者が対象農地について権利を有しているか又はその権利の取得が確実であると見込まれること。

- (6) 審査に当たっては、市民農園担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

- 5 市民農園の開設の認定に当たっては、農業委員会の決定を経ることとされているが、これは、農業委員会が農業委員会等に関する法律等に基づき市町村における農地行政等を担当している機関として、農地の利用等の観点から、法第7条第3項各号に掲げる要件のすべてについて判断して決定を行うこと。

農業委員会は、市町村から市民農園の開設を認定するに当たって決定を求められた場合には、必要に応じて現地調査等を実施して審査を行い、総会又は部会で決定すること。

なお、農業委員会は、決定に当たり市民農園施設に供する土地が農地転用を伴う場合には、別紙様式第5号による審査調書を作成すること。

- 6 市町村は、市民農園の開設の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならないこととされているが、これは、

基本方針を策定した都道府県知事が整備運営計画が基本方針に適合しているかどうかを自ら審査し、併せて、開設される市民農園において農地転用又は開発行為が行われても差し支えないかどうかの立地上の判断も行うこと。

都道府県知事が市町村から法第7条第4項の規定により市民農園の開設を認定するに当たって同意を求められた場合には、都道府県市民農園担当部局は農地転用担当部局及び開発許可担当部局等の関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

- 7 市町村は、農業委員会の決定を経たときは、整備運営計画及び5の審査調書を添えて、都道府県知事に同意を求めること。
- 8 市町村は、市民農園の開設の認定をしたときは、遅滞なく、別紙様式第6号による認定書を申請者に交付するとともに、その旨を都道府県知事に通知すること。
- 9 特別区のある地においては、特別区が市町村の事務を行うこととされていること。
- 10 市町村長は、市民農園の開設の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができるとされているが、この報告の徴収については、認定開設者が認定に係る整備運営計画（以下「認定計画」という。）に従って市民農園の整備及び運営を適切に行うことを確保するための措置であり、具体的な報告の徴収事項は、①市民農園施設の整備状況、②市民農園の利用状況等であること。
- 11 市町村は、市民農園での病害虫の発生等により周辺の農業に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、認定開設者に対する指導・助言を行うこと。
- 12 認定開設者が、認定後、市民農園の管理を怠り、整備した施設が遊休化するような場合や、恣意的な運営を行い、一般公衆が公平に市民農園を利用できなくなるような場合は、その市民農園はもはや公益性があるとは言えず、認定の効果として農地法及び都市計画法の特例等を設ける趣旨にもとるものとなること。

このような状況に至った場合には、認定の取消しを行い、認定の効果を失わせしめることも考えられるが、農地転用許可、開発許可等については、認定の取消しによって直ちに認定前の状態に復することは事実上困難な場合もあるし、施設自体は運営が認定計画に従って適切に行われる限りにおいて認めてよいのであるから、原状回復よりも運営の改善を

図る手段を設けることが現実的であること。

このため、認定開設者に対して、市町村が認定計画に適合した市民農園の整備運営を行うように勧告をすることができることとしたこと。

なお、法第9条の「相当の期限」とは、認定開設者が認定計画に従った市民農園の整備又は運営を行うために必要な改善措置をとるのに要する期間であり、その内容によって異なること。

市町村は、法第10条の規定により勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わない場合に認定を取り消すことができるとされているが、この認定の取消しは、何らの瑕疵なく適法に行われた認定行為について、その後、事情が変更し、市民農園の運営が適切を欠き、勧告にも従わない場合に、将来に向かって認定の効力を失わせるために行われるものであること。

したがって、その取消しの効力は、認定行為の時に遡って認定がなかつたものとするものではないが、取消し時点以後は、農地の権利移動・転用に関する農地法等の特例が適用されないこと。

第6 農地法等の特例

1 認定開設者が認定計画に従って市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けについて特定農地貸付法第3条第3項の承認（都市農地貸借円滑化法第11条において準用する場合を含む。）を受けたものとみなすこととされていること。

したがって、認定開設者が農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、特定都市農地貸付けの用に供するため使用及び収益を目的とする権利を取得する場合並びに特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けにより当該農地についての使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、それぞれ特定農地貸付法第4条第1項及び都市農地貸借円滑化法第12条第1項の規定により農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文の規定が適用されないこと。

また、この場合には、特定農地貸付法第4条第2項から第4項まで及び都市農地貸借円滑化法第12条第2項から第4項までの規定により農地法の特例が、特定農地貸付法第5条の規定により農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の特例が、特定農地貸付法第6条（都市農地貸

借円滑化法第 11 条において準用する場合を含む。) の規定により土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の特例が適用されること。

2 法第 7 条第 3 項の規定により市民農園の開設の認定があったときは、農地法第 4 条第 1 項又は同法第 5 条第 1 項の許可があつたものとみなされるので、同法第 4 条第 2 項又は同法第 5 条第 2 項に照らして判断する必要があること。

3 農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなされる場合における同条第 2 項の農作物栽培高度化施設の用に供される農地（以下「高度化施設用地」という。）については、法では次の(1)及び(2)の用地として利用されることが想定される。このうち(2)の用地として利用するために、農地（高度化施設用地を除く。）の権利を取得する場合又は高度化施設用地の権利を取得する場合は、農園利用方式の農園の用に供するために当該権利を取得する場合と同様に、法において農地法の特例が設けられていないため、同法第 3 条第 1 項の許可等の手続が必要であること。

(1) 法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる農地

(2) 市民農園の利用者に供給する種苗を生産する育種苗施設等の市民農園施設の用地

第 7 都市計画法の特例

市街化調整区域における建築物である市民農園施設の設置に係る開発許可及び建築許可につき、温室、育種苗施設、農機具等収納施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設については、都市計画法第 29 条第 2 号及び第 43 条第 1 項において許可不要とされ、上記以外の農業用施設については、同法第 34 条第 4 号及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第 1 項第 3 号イにおいて許可の対象とされていること。

休憩施設等令第 5 条各号に規定する市民農園施設については、本来であるならば、同法第 34 条第 10 号に規定する開発審査会の議を経ることが必要であるが、都市計画法の特例を設け、令第 5 条各号で掲げる施設に限って開発審査会の議が不要である開発許可及び建築許可の対象施設として位置づけたものであること。

なお、今回の特例措置は、同法第 33 条及び同施行令第 36 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する技術的審査までを省略するものでないので注意すること。

令第 5 条に掲げる特例対象施設は、次のとおりである。

(1) 「休憩施設」とは、農作業の合間に休憩するための施設で、休憩室の

ほか手洗場、便所等を含むこと。

なお、単体の便所も休憩施設であること。

- (2) 「講習施設」とは、利用者に対し農作業の講習を行う施設で、講習室、植物展示室、資料閲覧室、教材室等を含むこと。
- (3) 「簡易宿泊施設」とは、市街地から離れた地域において滞在型の利用が予想される市民農園に設置される、専ら宿泊の用に供される簡素な施設であり、附帯する宿泊者用の食堂、風呂場、便所等を含むこと。
- (4) 「管理施設」とは、市民農園の円滑な利用を維持増進するための施設であり、管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場等であること。

第8 その他

1 認定開設者は、認定計画に従って次の登記を申請するときは第5の8の認定書を添付しなければならないこと。

- (1) 特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの用に供するため農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合
- (2) 市民農園施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
- (3) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地についての所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合
- (4) 特定農地貸付け及び特定都市農地貸付けにより農地についての使用及び収益を目的とする権利を設定する場合

2 第1の1の農園利用方式により市民農園を開設しようとするときは、別紙様式第4号を参考とすること。

なお、この様式は、必要最小限のものを記載したものであり、各地域の実情に応じ必要事項を補充の上作成すること。